

練馬区立中学校 外国語指導助手（ALT）派遣にかかるプロポーザル募集要領

1 目的

本要領は、「練馬区立中学校 外国語指導助手（ALT）派遣」についての最適な事業者の選定を、プロポーザル方式で実施するにあたって、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

(1) 件名

練馬区立中学校 外国語指導助手（ALT）派遣（単価契約）

(2) 履行機関

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※ ただし、成績評価を行った結果、優秀であると評価された場合、3年（更新2回）を上限として随意契約を行うことがある。

(3) 履行場所

練馬区立中学校（33校）

(4) 業務内容

仕様書（別紙1）による。

(5) 概算経費

102,385,008円（税込）

※ 本経費は令和7年度事業実施にかかる委託費を概算で算出したものであり、委託料の上限額として明示するものである。令和7年度予算成立前であるため、委託料として確約するものではない。

※ 概算経費を超えた見積価格の提案は無効とする。

3 参加資格

つぎの条件を満たすこと。

(1) 自治体において「外国語指導助手（Assistant Language Teacher、以下「ALT」という。）」の派遣または業務委託の受託実績があること。

(2) いずれの練馬区立中学校でも受託が可能であること。

(3) 労働者派遣事業の許可を受けていること。

4 欠格事項

つぎのいずれかの事項に該当する場合は本件プロポーザルに参加できない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者

(2) 提案書提出時において、「練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準」（昭和61年4月1日練総経発第394号）による指名停止期間中である者

(3) 「練馬区契約における暴力団等排除措置要綱」（平成22年8月2日22練総経第335号）による入札参加除外措置期間中である者

(4) 法人の場合は、法人事業税（特別法人事業税を含む。）、法人税、消費税および地方消費税を、個人の場合は、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者

- (5) 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形または小切手が不渡りになったとき等。ただし、区が経営不振の状況を脱したと認めた場合を除く。）にある者

5 選定スケジュール

募集要領等の公表		令和 6 年 11 月 11 日～同年 12 月 13 日
質問受付期間		令和 6 年 11 月 11 日～同月 29 日
質問回答日		令和 6 年 12 月 6 日
提案書類 受付期間	参加表明書、宣誓書および 法人の資格に関する書類 (別紙 3-1)	令和 6 年 11 月 11 日～同月 22 日
	事業提案に関する書類 (別紙 3-2)	令和 6 年 12 月 6 日～同月 13 日
一次審査結果通知		令和 6 年 12 月下旬
二次審査 (プレゼンテーション・ヒアリング)		令和 7 年 1 月 14 日 (予定)
二次審査結果通知		令和 7 年 2 月上旬

6 募集に関する質問・回答

募集に関する質問は質問票（別紙 2）に内容を簡潔に記入した上、以下の方法に従って行うこと。

質問期間	令和 6 年 11 月 11 日～同月 29 日 ※期限を過ぎた質問は受け付けない。
質問方法	電子メールによる。 ※件名は「練馬区立中学校外国語指導助手派遣：プロポーザル 質問票の送付について」とすること。
担当部署	練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課 管理係 (担当) 山森 メールアドレス SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp
回答方法	令和 6 年 12 月 6 日から同月 13 日まで、区ホームページにて質問者名を伏せた上で回答を公表する。なお、質問が無かった場合は、区ホームページへの掲載は行わない。

7 提案書等の提出

参加を希望する者は、提案書等の作成に当たり提出書類作成要領（別紙3-1および別紙3-2）を参照の上、以下の方法に従って提出すること。

受付期間	別紙3-1	令和6年11月11日～同月22日 午前9時から午後5時まで（土・日曜を除く。）
	別紙3-2	令和6年12月6日～同月13日 午前9時から午後5時まで（土・日曜を除く。）
受付方法	提出場所に持参すること。（郵送は不可）	
提出場所	練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課 管理係 住所：練馬区豊玉北6-12-1 練馬区役所本庁舎12階	
提出書類	提出書類作成要領（別紙3-1および別紙3-2）に記載したとおり書類を提出すること。	
提案書類の差し替えおよび再提出	受付期間終了後の提出書類の差し替えおよび再提出は認めない。	

8 審査方法

一次審査（書類審査）と二次審査（提案書等の書類審査とプレゼンテーションによる対面審査の総合評価）の二段階評価を実施する。

(1) 一次審査

提出書類に基づき審査を行い、合計点の高い順に3者程度を二次審査の対象者とする。一次審査の審査結果は令和6年12月下旬までに書面により通知する。

(2) 二次審査

二次審査の対象となった者について、令和7年1月14日（予定）に、企画提案書等の内容および提案内容についてのプレゼンテーション、ヒアリングを行う。区の求める水準以上の提案を行った事業者の中から、二次審査において最も評価の高い者を受託候補者とする。

選考時間は1者当たり30分（準備等5分、プレゼンテーション10分、ヒアリング15分）とする。説明者は本業務を受託したときに区の本業務を担当する者を主とした2名以内とする。審査結果は令和7年2月上旬に書面により通知する。

9 受託候補者との協議

受託候補者と区との協議により、業務の詳細な内容を決定する。

受託候補者が本件の契約を辞退した場合および契約締結前に区から指名停止措置を受けるなどにより参加資格を失った場合、または虚偽の提案を行ったことが判明した場合、当該事業者を失格とし、審査結果が次順位の者を新たに受託候補者としてすることができる。

10 契約締結および支払

契約は、派遣1時間当たりの単価契約とする。支払は1か月単位とする。受託業者は、履行実績を毎月末日で締め派遣代金料金を計算し、区の定める手続に従い、翌月初日以降に書面をもって区に請求する。区に請求する代金は、1か月の総額に100分の10（消費税分）を乗じて得た額とする。なお、履行期間中に消費税の税率改定が

施行された場合は、施行日以降の総額に変更後の税率を乗じて得た額を請求することとする。

11 情報公開

本件業者選定情報（提出書類を含む。）は、練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）に規定する公文書に該当するものであり、情報公開に際しては、「プロポーザル方式による業者選定情報に係る情報公開基準」（別紙4）に基づき取り扱うものとする。

12 その他事項

- (1) 提出書類の作成および提出等、企画提案に係る費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画書等の書類は返却しない。所定の保存年限経過後に区が廃棄する。
- (3) 審査書類提出から契約締結までの間に欠格条項に該当することとなった場合は、その時点で失格とする。
- (4) 提出された提案書等の書類に虚偽の記載をした場合は、無効の扱いとするとともに、虚偽の記載をした提案者に対し、練馬区競争入札参加有資格者指名停止基準（昭和61年4月1日練総経発第394号）により指名停止等の措置を行うことがある。
- (5) 提出された提案書等の書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないものは無効の扱いとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標特権の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた一切の責任は提案者が負うものとする。
- (7) 令和7年第一回定例会において本件に係る予算が成立しない場合は、区は契約を締結しない、または解除することができる。なお、これに伴う提案者の損失について、区は損害賠償の責を負わないものとする。
- (8) プロポーザルによる提案を受けて仕様（案）を修正する場合、変更する業務内容については、受託者と協議のうえ定めることとする。
- (9) 本要領に定めのない事項および本要領に疑義が生じた場合は、協議により定める。

13 担当

練馬区教育委員会事務局 教育振興部 教育指導課 管理係 山森

電話：03-5984-5746

メールアドレス：SHIDOSHITSU@city.nerima.tokyo.jp